

兵庫県公報

令和4年12月13日 火曜日 第371号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定（治山課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定予定（同）	3
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	4
○ 重要調整池に係る検査の結果（丹波県民局）	4
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	4
○ ひょうご県民ボランティア活動賞表彰（県民生活課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 令和5年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集（公園緑地課）	13
○ 令和5年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（同）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	15
○ 落札者等の公示（丹波県民局）	16
選挙管理委員会告示	
○ 平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第90号（衆議院比例代表選出議院選挙における開票区 の設置）の一部改正	16

告 示

兵庫県告示第1464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）国衙地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧の期間
令和4年12月13日から令和5年1月4日まで
- 縦覧の場所
南あわじ市役所

兵庫県告示第1465号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町竹田字細見谷1876の1、1877の1、1878の1、字田辺1892の1、1892の2、1893、字柱尾崎1936の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1466号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町竹田字徳原1970の1から1970の3まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1467号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町竹田字ゴウロ2002の1、2002の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1468号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
 - 美方郡新温泉町多子字ニゴリ883の1
- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1469号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 多可郡多可町八千代区大和字落合2271の2
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字落合2271の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、北播磨県民

局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1470号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 Oneself	神戸市西区学園東町4丁目15番1号	神戸市兵庫区中道通2丁目2番11号 国際交流シェアハウスやどかり内	令和4年12月1日



兵庫県告示第1471号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和4年12月13日

兵庫県丹波県民局長 今井良広

1 (1) 重要調整池の所在地

丹波市柏原町石戸4番1外9筆

(2) 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
有限会社井寄牧場	丹波市柏原町石戸14番地	代表取締役 井寄孝良

2 (1) 重要調整池の所在地

丹波市春日町七日市91番地外35筆

(2) 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ワコーパレット	大阪市西区南堀江3丁目14番地12号	代表取締役 川久保 篤

公 告

随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年12月13日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

兵庫県税務システム修正開発業務委託（2）一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年11月15日

- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
72,450,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



ひょうご県民ボランティア活動賞表彰

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条第11号の規定により、令和4年11月17日に次の者を表彰した。
令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 氏名 新井みき
(2) 住所 神戸市灘区
(3) 功績内容 駅周辺の清掃活動や児童の見守り活動など、地域安全活動を行っている。
- 2 (1) 氏名 板鼻俊秀
(2) 住所 加東市
(3) 功績内容 給食サービスの配送による高齢者の見守り活動を行っている。
- 3 (1) 氏名 市川富夫
(2) 住所 南あわじ市
(3) 功績内容 児童への声掛け運動など地域の防犯活動を行っている。
- 4 (1) 氏名 井上咲子
(2) 住所 加古川市
(3) 功績内容 手話通訳活動や学習会の開催など、聴覚障がい者支援を行っている。
- 5 (1) 氏名 植木信嘉
(2) 住所 川西市
(3) 功績内容 防災訓練の実施や防犯パトロールなど、地域安全活動を行っている。
- 6 (1) 氏名 大岩浩治
(2) 住所 加古川市
(3) 功績内容 日本語指導ボランティアとして、外国人の日本語学習支援を行っている。
- 7 (1) 氏名 北谷峰子
(2) 住所 加古川市
(3) 功績内容 点字本の作成や点字指導など、視覚障がい者支援を行っている。
- 8 (1) 氏名 北村吉次
(2) 住所 三田市
(3) 功績内容 認知症当事者の社会参加や介護者の交流支援を行っている。
- 9 (1) 氏名 酒井清美
(2) 住所 伊丹市
(3) 功績内容 調理講師や健康・安全面に配慮したレシピの考案など、食生活改善活動を行っている。
- 10 (1) 氏名 宿南安枝
(2) 住所 養父市
(3) 功績内容 公道沿いへの植栽や施設で鉢植え展示を行い、景観美化活動を行っている。
- 11 (1) 氏名 田村文子
(2) 住所 神戸市垂水区
(3) 功績内容 児童の登下校時の見守りなど、地域安全活動を行っている。
- 12 (1) 氏名 中島由英
(2) 住所 養父市
(3) 功績内容 給食サービスの配送と高齢者の見守り活動を行っている。
- 13 (1) 氏名 日高友絵

- (2) 住 所 姫路市
(3) 功績内容 施設での遊びの企画・運営を行い、子育て支援活動を行っている。
- 14(1) 氏 名 平 池 啓 子
(2) 住 所 南あわじ市
(3) 功績内容 集いの場の実施や未就学児の一時預かりなど、地域交流や子育て支援を行っている。
- 15(1) 氏 名 藤 江 キヨエ
(2) 住 所 南あわじ市
(3) 功績内容 介護施設等への友愛訪問や、マッサージを通じた傾聴ボランティア活動を行っている。
- 16(1) 氏 名 藤 本 郁 子
(2) 住 所 南あわじ市
(3) 功績内容 高齢者への健康食の提供や健康づくりに関する普及啓発など、食生活改善活動を行っている。
- 17(1) 氏 名 松 本 千鶴子
(2) 住 所 淡路市
(3) 功績内容 簡単にできる朝食レシピや減塩メニューの普及など、食生活改善活動を行っている。
- 18(1) 氏 名 三 木 一 仁
(2) 住 所 伊丹市
(3) 功績内容 肥後チョンカケゴマのコマ回しを通じた地域交流活動を行っている。
- 19(1) 氏 名 村 上 雅 弘
(2) 住 所 伊丹市
(3) 功績内容 児童発達支援センター等で活動時の補助など、障がい児童等への支援活動を行っている。
- 20(1) 氏 名 山 崎 洋 子
(2) 住 所 南あわじ市
(3) 功績内容 郷土料理の普及やフレイル予防メニューの普及活動など、地域の食生活の改善を行っている。
- 21(1) 団 体 名 芦屋森の会2001
(2) 住 所 芦屋市
(3) 功績内容 森林の環境整備やガイド活動、活動内容の展示など、環境保全活動を行っている。
- 22(1) 団 体 名 お手紙ボランティアグループ さざんか
(2) 住 所 佐用郡佐用町
(3) 功績内容 毎月、季節のお便りを手書きで編集発行し、高齢者宅に訪問配布する活動を行っている。
- 23(1) 団 体 名 紙芝居サークルちょうちょ
(2) 住 所 宝塚市
(3) 功績内容 図書館や小学校の学童保育で紙芝居公演を行い、地域交流活動を行っている。
- 24(1) 団 体 名 カラフルパレット
(2) 住 所 洲本市
(3) 功績内容 ひとり暮らし高齢者へ届ける弁当の掛け紙やイベント案内の表紙の作成活動を行っている。
- 25(1) 団 体 名 サークルだいが
(2) 住 所 神戸市北区
(3) 功績内容 超大型紙芝居を製作し、施設や子ども会、地域の行事での公演など、地域交流活動を行っている。
- 26(1) 団 体 名 篠山あいさつの会タンポポ
(2) 住 所 丹波篠山市
(3) 功績内容 市内各地であいさつ運動を推進し、こども園や小・中学校等と連携した声かけなど、安全安心な地域づくり活動を行っている。
- 27(1) 団 体 名 佐用町立図書館ボランティア「あそばせ隊」
(2) 住 所 佐用郡佐用町
(3) 功績内容 来館者への絵本や紙芝居などの読み聞かせ、図書館行事での受付、託児などの支援活動を行っている。
- 28(1) 団 体 名 潮江子育て学級保育グループ
(2) 住 所 尼崎市
(3) 功績内容 就園前の幼児をもつ母親を対象に子育て学習会やイベントの開催など、子育て支援活動を行

- っている。
- 29(1) 団体名 手話サークルかけはし
(2) 住所 尼崎市
(3) 功績内容 映画会等での手話通訳活動や子どもへの手話体験講座の開催など、聴覚障がい者支援活動を行っている。
- 30(1) 団体名 食育サポーターの会
(2) 住所 尼崎市
(3) 功績内容 親子クッキングの開催や食育フェアへの参加、料理動画の配信など、食育活動を行っている。
- 31(1) 団体名 西淡C・M・C
(2) 住所 南あわじ市
(3) 功績内容 視覚障がい者等への広報誌の録音配付や高齢者施設への友愛訪問など、地域交流活動を行っている。
- 32(1) 団体名 瀬加読書ボランティア
(2) 住所 神崎郡市川町
(3) 功績内容 小学生の朝の授業開始前に学年に合わせた図書の読み聞かせを行い、子どもの健全育成活動を行っている。
- 33(1) 団体名 体験指導(車いす)ボランティアグループ
(2) 住所 加西市
(3) 功績内容 障がい者への理解促進のため、学校等での車いすの体験指導を行っている。
- 34(1) 団体名 宝塚手話サークル「さわやか」
(2) 住所 宝塚市
(3) 功績内容 聴覚障がい者との交流・学習や、施設を訪問し、手話コース等による交流活動を行っている。
- 35(1) 団体名 宝塚視力障害者協会
(2) 住所 宝塚市
(3) コーラスやサウンドテーブルテニスなどによる視覚障がい者との交流のほか、小学校の福祉学習で理解を深めるための活動を行っている。
- 36(1) 団体名 中崎なかよし会
(2) 住所 明石市
(3) 功績内容 ふれあい会食や友愛訪問など、高齢者の見守り活動を行っている。
- 37(1) 団体名 虹の会
(2) 住所 加東市
(3) 功績内容 一人暮らし高齢者等へ届ける弁当に添える絵手紙の作成活動を行っている。
- 38(1) 団体名 ハートフルメイト
(2) 住所 赤穂郡上郡町
(3) 功績内容 高齢者世帯等への給食サービス事業の調理ボランティア活動を行っている。
- 39(1) 団体名 花こまち
(2) 住所 たつの市
(3) 功績内容 高齢者宅へ手作り弁当や絵手紙を届け、安否確認・見守り活動を行っている。
- 40(1) 団体名 話し相手ボランティアひだまり
(2) 住所 三田市
(3) 功績内容 障がい者施設や高齢者宅を訪問し、心に寄り添った話し相手、交流活動を行っている。
- 41(1) 団体名 ピーターラビット
(2) 住所 西宮市
(3) 功績内容 使いやすいクッキングレシピ、イラスト付きカレンダーの点訳など、視覚障がい者支援活動を行っている。
- 42(1) 団体名 ひまわり
(2) 住所 たつの市
(3) 功績内容 広報誌などの点訳や小中学生への点訳の技術指導など、視覚障がい者支援活動を行っている。
- 43(1) 団体名 兵庫県立香住高等学校 ボランティア部

- (2) 住 所 美方郡香美町
- (3) 功績内容 小学生を対象としたチャレンジ学習事業で、稚魚の放流などの体験活動の支援を行い、地域の産業や魅力を伝える活動を行っている。
- 44(1) 団 体 名 Prima Stella Ballet
- (2) 住 所 神戸市中央区
- (3) 功績内容 各種イベントでのバレエ公演のほか、震災被災地を訪問してバレエを披露し、芸術の普及と交流活動を行っている。
- 45(1) 団 体 名 ふれあい食事の会 砥堀
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 地域の施設で、食事の提供を通したおしゃべりや体操など、高齢者の居場所づくり活動を行っている。
- 46(1) 団 体 名 ボランティアグループ スマイル
- (2) 住 所 宝塚市
- (3) 功績内容 介護者を支援するつどい場を開設し、介護者や高齢者に役立つ情報や知識の提供などの支援活動を行っている。
- 47(1) 団 体 名 木曜会
- (2) 住 所 加古郡播磨町
- (3) 功績内容 心身障がい者通所施設への手芸品の寄附や資源回収活動の補助など、障がい者の支援活動を行っている。
- 48(1) 団 体 名 八鹿手話サークル
- (2) 住 所 養父市
- (3) 功績内容 子どもへの手話の学習指導や広報誌でのワンポイント手話の紹介など、手話の普及啓発活動を行っている。
- 49(1) 団 体 名 朗読グループ夢トントン
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 絵本の読み聞かせや紙芝居の公演など、地域交流活動を行っている。
- 50(1) 団 体 名 朗読サークル ひばり
- (2) 住 所 赤穂郡上郡町
- (3) 功績内容 広報誌の朗読や小説等を音訳するなど、視覚障がい者支援活動を行っている。
- 51(1) 団 体 名 朗読土曜日コース
- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 視覚障がい者への音訳や子どもへの絵本の読み聞かせなど、視覚障がい者・子育て支援活動を行っている。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 MEGAドン・キホーテ姫路広畑店
 所在地 姫路市広畑区夢前町一丁目1、1-3、1-4、1-5
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	平田一馬

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	越塚孝之

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	平田一馬

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社長崎屋	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	関口憲司
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中嶋克彦

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社長崎屋外12者	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	赤城真一郎

4 変更年月日

令和4年6月29日 ほか

5 届出年月日

令和4年11月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年12月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年4月13日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ加古川店
所在地 加古川市加古川町稲屋字横手917番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉本正彦

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉本正彦

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦

4 変更年月日

令和4年8月1日

5 届出年月日

令和4年11月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年12月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年4月13日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ三田ウッディタウン店

所在地 三田市けやき台一丁目2番2

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉本正彦
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉本正彦
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦

4 変更年月日

令和4年8月1日

5 届出年月日

令和4年11月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年12月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年4月13日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ氷上店

所在地 丹波市氷上町稲継281 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉本正彦
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉本正彦

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦

4 変更年月日

令和4年8月1日

5 届出年月日

令和4年11月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年12月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年4月13日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ和田山店
所在地 朝来市和田山町枚田476番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ケーズホールディングス	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	平本忠

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ケーズホールディングス	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	平本忠

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ケーズホールディングス	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	平本忠

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉本正彦

イ 変更後			
名称	住所	代表者の氏名	
株式会社関西ケーブデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦	

4 変更年月日
令和4年8月1日

5 届出年月日
令和4年11月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年12月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年4月13日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



令和5年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、令和5年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 募集人員

5名

2 申込資格

社会人、大学生、大学院生など（国籍は問わない。ただし、日本語による簡単なコミュニケーションが可能であること。）

3 研修内容及び研修期間

「景観園芸」又は「園芸療法」に関する課題解決のための研究・実践を行う。研修期間は、月単位で、1箇月から12箇月の間で選択する。

4 申込手続

(1) 提出書類

ア 研修受講許可申請書（本校所定の様式）

申込前3箇月以内に撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を申請書の所定の場所に貼り付けること。

イ 調査書「希望理由及び専門研修の内容」（本校所定の様式）

ウ 研修計画書（A4 横書き）

エ 履歴書（写真の貼付は不要）

オ 雇用者（大学生又は大学院生の場合は指導教員）からの紹介・推薦文（A4 横書き）

ただし、自営の者は不要

(2) 申込書類の配布

兵庫県立淡路景観園芸学校において配布する。

なお、申込書類を兵庫県立淡路景観園芸学校へ郵送で請求することができる。この場合は、封筒の表に「景観園芸専門研修研修生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 申込受付開始日

令和4年12月16日（金）

(4) 締切日

研修希望期間の初日が属する月の3箇月前の月の15日（土曜日、日曜日及び祝日と重なる場合は前日とする。）

（郵送の場合は、簡易書留とし、締切日に必着とする。）

(5) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校

5 選考方法

(1) 一次審査 書類審査

研修希望期間の初日の2箇月前（土曜日、日曜日及び祝日と重なる場合は翌日とする。）までに、書類審査の結果を通知する。

(2) 二次審査 面接（書類審査に合格した者のみ）

ア 面接日程

合格者には、面接日を通知する。

イ 面接会場

淡路市野島常盤954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校

ウ 面接結果発表

面接後、申込者全員に郵便により通知する（面接後、1箇月程度）。

6 申込みについての問合せ先

兵庫県立淡路景観園芸学校 普及指導課

電話番号 (0799) 82-3455（平日午前9時から午後5時まで）

ファックス番号 (0799) 82-3124

電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp



令和5年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、令和5年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 研修内容

園芸療法に関する研修

2 募集人員

全寮制コース 若干名

3 修業年限

1年

4 受講生の決定方法

適性検査、筆記試験及び個人面接・グループワークにより、受講生を決定する。

5 試験日及び会場

(1) 日程

令和5年1月22日（日）

(2) 会場

淡路市野島常盤954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校

6 応募資格

次のいずれかに該当する者

(1) 大学を卒業した者及び令和5年3月卒業見込みの者

(2) 医療・福祉・介護・農業・園芸・造園関連の短期大学、専門学校又は大学校を卒業した者及び令和5年3月卒業見込みの者

(3) 医療・福祉・介護・農業・園芸・造園関連以外の短期大学、専門学校、高等専門学校又は大学校を卒業した者で医療・福祉・介護・農業・園芸・造園関連の実務経験が2年以上ある者

- (4) 医療、福祉・介護、健康関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、保育士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は管理栄養士）を有する者
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び令和5年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは令和5年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
- (7) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認

められた者（同規定に係る専修学校の専門課程修了者）

- (9) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると兵庫県立淡路景観園芸学校において認められた者

7 応募手続

(1) 応募書類

ア 受講願書

イ 出願理由書

(2) 応募書類の配布

兵庫県立淡路景観園芸学校及び兵庫県まちづくり部公園緑地課において配布する。

なお、応募書類を兵庫県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、210円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 受付期間

令和5年1月4日（水）から同月11日（水）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、同月11日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校

8 結果発表

(1) 発表日

令和5年1月30日（月）

(2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、兵庫県立淡路景観園芸学校に合格者の受験番号を掲示する。

また、兵庫県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 応募についての問合せ先

兵庫県立淡路景観園芸学校 普及指導課

電話番号 (0799) 82-3455（平日午前9時から午後5時まで）

ファックス番号 (0799) 82-3124

電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西脇市野村町字長井401番1、402番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市野口町坂井316番地
株式会社KAZU 代表取締役 肥田和重

3 許可年月日及び許可番号

令和3年11月11日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-17号(3西脇)



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年12月13日

契約担当者

兵庫県丹波県民局長 今井良広

1 落札に係る物品の名称及び数量

LED道路照明灯の賃貸借 949灯(賃貸借)

2 契約に関する事務を担当する県民局の名称及び所在地

丹波県民局丹波土木事務所 丹波市柏原町柏原688

3 落札者を決定した日

令和4年11月24日

4 落札者の名称及び住所

大和リース株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通4丁目1番6号

5 落札金額

449,826円(税抜)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和4年10月14日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第76号

平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第90号(衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設置)の一部を次のとおり改正する。

令和4年12月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

表西宮市第1開票区の項中「同第92投票区」を「同第88投票区」に、同表西宮市第2開票区の項中「西宮市第93投票区から同109投票区まで」を「西宮市第89投票区から同第104投票区まで」に改める。